３　第一項第三十一号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫等又はその従業者（農林中央金庫等が法人であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

［一～六　略］

４　第一項第三十一号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を農林中央金庫が知つた日から三十日以内に行わなければならない。

５　農林中央金庫は、第一項第三十四号又は第三十五号に掲げる場合において届出をしようとするときは、次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

６　第一項第二十二号に掲げる場合において、法第七十二条第一項第九号から第十一号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第九号に規定する特定子会社は、農林中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。

７　第一項第二十一号から第二十五号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、農林中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。

８　法第二十四条第五項の規定は、第一項第十号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十一号から第二十五号までに並びに前二項に規定する議決権について準用する。

別紙様式第８号（第111条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

金融庁長官　殿
農林水産大臣　殿

年　月　日

住　所
農林中央金庫
代表理事　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

［第１～第６　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１　事業概況書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１～５　略］

６　事務所の増減

⑴　当年度の事務所の増減

［表略］

㈱　「その他事務所等」とは、農林中央金庫法施行規則第150条第１項第１号に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等並びに同項第26号に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等をいう。

⑵　［略］

３　第一項第二十五号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫等又はその従業者（農林中央金庫等が法人であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

［一～六　同上］

４　第一項第二十五号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を農林中央金庫が知つた日から三十日以内に行わなければならない。

５　農林中央金庫は、第一項第二十八号又は第二十九号に掲げる場合において届出をしようとするときは、次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

６　法第二十四条第五項の規定は、第一項第十七号の二から第二十一号までに規定する議決権について準用する。

別紙様式第８号（第111条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

金融庁長官　殿
農林水産大臣　殿

年　月　日

住　所
農林中央金庫
代表理事　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

［第１～第６　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１　事業概況書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１～５　同左］

６　事務所の増減

⑴　当年度の事務所の増減

［同左］

㈱　「その他事務所等」とは、農林中央金庫法施行規則第150条第１項第１号に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等並びに同項第21号の２に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等をいう。

⑵　［同左］